





執筆者:

E-mail  [岩瀬 ひとみ](#)E-mail  [五十嵐 チカ](#)E-mail  [菊地 浩之](#)E-mail  [松本 絢子](#)E-mail  [河合 優子](#)E-mail  [菅 悠人](#)E-mail  [村田 知信](#)E-mail  [久保 慶太郎](#)

目次

- I 改正個人情報保護法の施行に向けた特定分野ガイドラインの改正状況等／岩瀬 ひとみ、久保 慶太郎
- II 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート／岩瀬 ひとみ、五十嵐 チカ、菊地 浩之、松本 絢子、河合 優子、菅 悠人、村田 知信

I 改正個人情報保護法の施行に向けた特定分野ガイドラインの改正状況等

1. はじめに

2022年4月1日より、2020年(令和2年)改正個人情報保護法が全面施行され、同時に、2021年(令和3年)改正個人情報保護法も一部施行される。各改正法の内容及び全ての事業分野に共通して適用される「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」等のガイドライン・Q&Aの改正版は、昨年秋頃までに公表され、それを受けて、個人データの越境移転に係るデータ主体への情報提供のための外国制度の把握や、その他の安全管理措置の整理・公表等、新設された個人関連情報に関する規制等への対応等を進めてきた事業者も多いと思われる。

本ニュースレターでは、近時になって改正版の内容が公表等されるに至った特定分野ガイドラインについて、本稿執筆時点(2022年3月25日)での公表状況及び改正内容の概要等を整理する。各ガイドラインにおける改正点は、2020年改正及び2021年改正による改正点を反映するもののみならず、実務上のガイダンスを追加するものもあり、未だ改正版が公表されていないものについても、関係する事業者においては改正法対応を仕上げていくなかで確認する必要がある。

(1) 金融関連分野ガイドライン

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン」、「債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン」については、2021年12月22日から2022年1月21日にかけて改正案が公表され、2月3日までパブリックコメントに付された。各ガイドラインの改正案の内容については、[当事務所 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2022年2月28日号](#)を参照されたい。その後、3月24日に、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」について、意見募集手続の結果及び改正版のガイドライン・実務指針が公表されている¹。

(2) 医療関連分野ガイダンス

以下の4つのガイダンスについて、2021年12月22日から2022年1月21日までパブリックコメントによる意見募集が行

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220324-2/20220324-2.html>

われ、3月2日に改正版のガイダンスが公表された。

- ・ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
- ・ 「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
- ・ 「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
- ・ 「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」

この内、例えば、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」においては、2021年改正に関連して、仮名加工情報や漏えい等報告等について事業者に求められる事項の解説等が追加され、また、2021年改正に関連して、国公立の病院・大学等には原則として民間の病院・大学等と同等の規律が適用されることを踏まえたガイダンスの適用関係及び学術研究に係る適用除外規定に関する解説等が追加されている。

その他のガイダンスも含め、個人情報保護委員会のウェブサイト²には、各改正版のガイダンスと併せて、旧版の各ガイダンスとの新旧対照表も掲載されているため、改正箇所の把握に際しては新旧対照表を参照することが有用であると思われる。

なお、『「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&A(事例集)』及び『「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を補完する事例集(Q&A)』については、本稿執筆時点においては、個人情報保護委員会のウェブサイト上に改正版等は公表されていない。

(3) 電気通信事業分野ガイドライン

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」については、総務省により、同ガイドライン及びその解説について改正案が公表され、2022年1月27日から2月25日までパブリックコメントに付された³。本稿執筆時点においては、未だ改正版のガイドライン・解説は公表されていないが、3月17日付で意見募集手続の結果及び当該結果を踏まえたガイドライン・解説の改正案が公表されている⁴。また、3月2日に開催された第200回個人情報保護委員会において原案のとおり了承され、公布・施行に向けた手続が進められるものと思われる。

改正案においては、2020年改正及び2021年改正による改正点を反映する形で、個人情報の不適正利用の禁止に関する記載や、個人データの越境移転に係るデータ主体への情報提供に関する記載、電気通信事業者が学術研究機関等である第三者に対して個人データを提供する場合についての記載等が追加されている。その他、例えば、以下の内容等が追加されている。

- ・ 個人関連情報の第三者提供に関する規制について、電気通信事業分野において、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合の具体例等
- ・ 電気通信事業者における個人データ等の漏えい等に関する具体的な事例・解説等
- ・ 通信の秘密に係る個人情報を仮名加工情報に加工しても、通信の秘密に該当することは変わらないことに留意する必要がある旨
- ・ 個人情報保護法の域外適用について、電気通信事業者特有の具体例
- ・ プライバシーポリシーにおいて定めることが適切であると考えられる事項等に関する記載等

なお、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」について、これまでは総務省の所管であったが、今回の改正を契機に、総務省と個人情報保護委員会の共管とされる。

² <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines/#iryokanren>

³ https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000137.html

⁴ https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000144.html

(4) 放送分野ガイドライン

「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」についても、総務省により、同ガイドライン及びその解説について改正案が公表され、2022年1月22日から2月21日までパブリックコメントに付された。本稿執筆時点においては未だ改正版のガイドライン・解説は公表されていないようであるが、3月9日付で意見募集手続の結果が公表されている⁵。また、2022年3月2日に開催された第200回個人情報保護委員会において原案のとおり了承され、公布・施行に向けた手続が進められるものと思われる。

ガイドラインの改正案においては、2020年改正及び2021年改正による改正点を反映する形で、個人データの越境移転に係るデータ主体への情報提供に関する記載や、個人関連情報の第三者提供に関する記載、個人データの漏えい時の報告義務に関する記載、仮名加工情報に関する記載等が追加されている。また、「放送受信者等の個人情報」、「受信機に記録された個人情報」、「視聴者特定視聴履歴」の取扱いに関する規定(40条～42条)等も追加されている。

なお、「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」について、これまでは総務省の所管であったが、今回の改正を契機に、総務省と個人情報保護委員会の共管とされる。

(5) 郵便事業分野ガイドライン／信書便事業分野ガイドライン

「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」については、総務省により、各ガイドライン及びその解説について改正案が公表され、2022年1月27日から2月25日までパブリックコメントに付された⁶。本稿執筆時点においては、未だ意見募集手続の結果及び各改正版のガイドラインは公表されていない。

各ガイドラインの改正案においては、2020年改正及び2021年改正による改正点を反映する形で、個人データの越境移転に係るデータ主体への情報提供に関する記載や、個人関連情報の第三者提供に関する記載、学術研究機関等である第三者に対して個人データを提供する場合についての記載、個人データの漏えい時の報告義務に関する記載、仮名加工情報に関する記載等が追加されている。

なお、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」について、これまでは総務省の所管であったが、今回の改正を契機に、総務省と個人情報保護委員会の共管とされる。

(6) 個人遺伝情報ガイドライン

「経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン」について、経済産業省により改正案が策定され、2021年12月28日から2022年4月1月26日までパブリックコメントが実施された後、3月23日付で改正版のガイドラインが公表されている。

改正版のガイドラインにおいては、「仮名加工情報」等の定義が新設された他、「匿名化」の定義について見直しが行われ、「氏名等削除措置」として定義が新設されている。また、改正前の本ガイドラインでは、個人遺伝情報及び試料の利用目的を超えた取扱い及び第三者提供は、インフォームド・コンセントを得た場合を除いて認められていなかったが、当該規定が見直され、改正版のガイドラインにおいては、個人情報保護法上の法定例外事由に該当する場合においては、一定の範囲内において、利用目的を超えた取扱い及び第三者提供を認める旨変更されている。その他、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の改正等を踏まえた改正も加えられている。経済産業省のウェブサイト⁷には、改正版のガイドラインと併せて、旧版の各ガイダンスとの新旧対照表も掲載されているため、改正箇所の把握に際しては新旧対照表を参照することが有用であると思われる。

なお、「経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン」について、これまでは経済産業省の所管であったが、今回の改正を契機に、経済産業省と個人情報保護委員会の共管とされる。

⁵ https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu04_02000180.html

⁶ https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu14_02000113.html

⁷ <https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220323002/20220323002.html>

2. 個人情報の保護に関する基本方針の一部変更

上記特定分野ガイドラインの改正の他、「個人情報の保護に関する基本方針」についても、一部見直し・変更が予定されており、当該見直しの方針について、2022年1月20日から2月10日までパブリックコメントが実施された。その後、3月9日の第201回個人情報保護委員会において、原案のとおり基本方針の変更案が決定され、閣議請議等の手続に進められている。個人情報保護委員会のウェブサイト⁸には、意見募集手続の結果に関する資料が掲載されているものの、その他の関連資料については、閣議決定後に別途公表されるようである。

「個人情報の保護に関する基本方針」は、「個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向」や「国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項」等を定めるものであり（個人情報保護法7条2項1号及び2号）、各事業者においても、個人情報保護施策・規制の方向性を見通す等の観点から、改正内容を確認し、また今後も改正等の動向を注視しておくことが望ましいと思われる。

II 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

1. 日本

- 改正個人情報保護法が2022年4月1日に施行されることに伴い、金融関連分野、医療関連分野、電気通信事業分野、放送分野、郵便事業・信書便事業分野、個人遺伝情報に関する各種ガイドラインの改正版が公表された。その概要は、本ニューズレター「I 改正個人情報保護法の施行に向けた特定分野ガイドラインの改正状況等」を参照されたい。

2. 中国

- 2022年2月10日、「工業及び情報化領域におけるデータ安全管理弁法（試行）（再度の意見募集稿）」が公表され、2022年2月21日まで再度の意見募集が行われた。

3. タイ

- 個人情報保護に関する包括的な法令である Personal Data Protection Act B.E. 2562 (PDPA)の全面施行が2022年6月1日に予定されているタイでは、2022年2月10日、デジタル経済社会省の招集に基づき、PDPAの監督官庁にあたる個人情報保護委員会(PDPC)の第1回会合が行われた。デジタル経済社会省によると、当該会合において、委員会の事務所の設置や実施規定等の優先事項に対応するための6ヶ月間のロードマップが設定され、PDPA施行に向けた枠組みの構築が進んだとのことである。また、当該会合において、PDPAの下位規則やガイドラインに関する検討を行うための法務分科委員会(PDPC)に設置された。

4. スリランカ

- スリランカでは、2022年3月19日に個人情報保護に関する包括的な法令である Personal Data Protection Act, No. 9 of 2022 が成立した。同法は、データ主体の権利を保護することを目的の一つとしており、越境データ移転に関する規制やダイレクト・マーケティングの為に個人情報を利用する場合の規制等、様々な規制を定めている。また、同法は所轄の大臣が通達をした日に施行開始されることになっている。

5. 米国

- 2022年2月17日、California Privacy Protection Agency (CPPA)の board meeting において、カリフォルニア州プライバ

⁸ <https://www.ppc.go.jp/aboutus/minutes/2021/220309/>

シー権法(California Privacy Rights Act、以下「CPRA」)を施行するための規則の最終版の公布時期が遅れることが発表された。CPRAは、カリフォルニア州消費者プライバシー法(California Consumer Privacy Acts of 2018、以下「CCPA」)を大幅に改正し、2023年1月1日に施行される予定であり、規則は、CPRA上は2022年7月1日までに最終版が採択されることとされていた。

6. 欧州

- ・ 欧州委員会と米国政府は、2022年3月25日付けで、[欧州と米国の間における個人データ移転のフレームワークに関する共同声明](#)を発出した。当該共同声明によれば、欧州委員会と米国政府は、欧州と米国の間で個人データ移転を行うための制度の枠組みについて合意し、今後更に交渉を加速する予定であるとされている。かかる制度が実現した場合には、2020年7月16日に出された欧州司法裁判所の Schrems II 判決において無効とされた EU-U.S. Privacy Shield に代わる、米国への新たな十分性認定の仕組みとして機能するものと期待されている。

7. カナダ

- ・ 昨年12月3日、ケベック州議会において、第三者によるアクセスが原則として制限される健康や社会福祉事業に関連する個人情報に、医療機関や専門家、研究者がアクセスすることを可能にする法案(Bill 19)が公表された。法案の目的は、健康に関係する個人情報の保護を実現すると共に、質の高い医療・社会保険サービスを提供するために、適時適切な個人情報へのアクセスを可能にするためのものであるとされている。
- ・ 昨年12月6日に、ブリティッシュコロンビア(BC)州議会の特別委員会は、民間分野における個人情報保護を目的とする州法である Personal Information Protection Act(PIPA 法)の改正に関するレポートを[公表](#)した。PIPA 法は、6年ごとに見直しを図ることと定められており、今回のレポートは2009年、2015年のレポートに続く3度目のレポートとなる。本レポートには、以下の事業を含む34の提言が盛り込まれている。
 - PIPA 法を他の州、連邦及び GDPR 等の国際的な個人情報保護法制と調和的な規律とすること
 - 発展著しいデジタル技術がプライバシーに与える影響を考慮した規定を盛り込むこと
 - 十分な同意取得制度を整備すること等により、BC 州の住民本人が自己の個人情報を十分に管理できる制度とすること
 - 生体情報や未成年の個人情報など、機微性の高い個人情報の新たな類型を設けること
 - 重大な個人情報漏洩事故が発生した場合の義務的な通知制度を設けること
 - 個人情報へのアクセス権の明確化
 - 労働者の個人情報や健康に関する個人情報の保護の強化
 - プライバシー・コミッショナーの規制権限の強化

8. ニュージーランド

- ・ 昨年12月16日、プライバシー・コミッショナーは、Privacy Act 2020 における機微性の高い個人情報(Sensitive Personal Information)の取扱いに関する文書を[公表](#)した。本文書では、機微性の高い個人情報を取り扱う際の留意事項として以下の点を挙げている。
 - Privacy Principles は、個人情報取扱事業者に対して、状況に応じて合理的と認められる手続をとることを求めており、事業者が機微性の高い個人情報を取り扱う際には、より高い注意義務を負う
 - Privacy Act は、個人情報の柔軟な取扱いを可能にするために、例外規定を定めているが、機微性の高い個人情報を取り扱う場合には、例外規定の適用が排除される場合がある
 - 取り扱う個人情報が機微性の高い個人情報に該当するかは、それぞれの個人情報の個別の事情を勘案して判断しなければならない
 - コミッショナーや地方公共団体、個人情報取扱事業者は、マオリの遺伝的・文化的出自に関する個人情報の機微性については特に高い注意を払わなければならない

9. ブラジル

- ・ 2022年2月10日、ブラジル連邦議会上院において、憲法改正案第17/2019号に由来する憲法改正案第115/2022号が承認され、ブラジル連邦共和国憲法第5条に規定される基本的権利にデジタル方式を含む個人情報の保護に関する権利が追加された。
- ・ ブラジル連邦共和国憲法はブラジルの最高法規であることから、いかなる法律も個人情報の保護に関する権利を抑圧又は制限することができないことになる。また、これにより、個人情報の保護に関する権利を立法化し監督する独占的な権限が連邦政府に付与されることとなり、州や自治体レベルでの法令の抵触を回避することができ、ブラジルにおける個人情報の保護に関する規制の統一性と法的確実性がデータ主体及びデータ処理業者に保証されることになる。

10. オマーン

- ・ 2022年2月、個人情報保護法(Royal Decree No. 6 of 2022 Promulgating the Law on the Protection of Personal Data)が公布され、2023年2月から施行予定となった。同法の規定に基づき、運輸・通信・IT省(Ministry of Transport, Communications and Information Technology)から、同法を補完する行政規則も制定される予定である。
- ・ オマーンの個人情報保護法には、EUのデータ保護一般規則(GDPR)との共通点も多くみられるが、例えば以下のような相違点がある。
 - (a) 個人データの取扱いの基本原則として、目的の限定及びデータの最小化が法定されていない。
 - (b) 個人データの取扱いの根拠として、管理者に正当な利益(legitimate interests)等のデータ主体の同意以外の根拠が存在しない一方で、国家安全保障や公共の利益のためといった適用除外が存在する。
 - (c) 要配慮個人情報に関する定義がなく、データの種類ごとに限定列挙されているが、要配慮個人情報の取扱いの要件として、当局の許可を得る必要がある。
- ・ オマーンの個人情報保護法に違反した場合、データ管理者又は処理者に対する警告の発出、個人データの修正又は削除、同法に違反して行われた個人データの処理及び移転の停止、当該違反に用いられた道具の差押えがなされるほか、オマーン国外への違法な個人データの移転に対しては最大50万オマーン・リアル(約130万米ドル)の罰金が科せられる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 